



島根県報

平成30年3月20日（火）

第2,989号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

指定代理納付者の指定 (政策企画監室) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

土地改良区の設立申請 (農 村 整 備 課) 3

換地処分 (") 3

保安林予定森林（3件） (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定 (") 5

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総 務 課) 5

【漁調委告示】

海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催 6

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

- (1) 助教授の職を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 准教授及び助教の職を新たに設けることとした。（別表関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「助 教 授」を「准 教 授」に、「講 師」を「助 教」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第155号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ごうぎんクレジット
島根県松江市白潟本町23番地

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（株式会社トラストバンクが提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- (1) M a s t e r C a r d
- (2) V I S A
- (3) J C B
- (4) D i n e r s C l u b

(5) AMERICAN EXPRESS

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

島根県告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
テライ・メディカルサポート株式会社	訪問看護	ナースステーション心の	浜田市三隅町西河内488番 1地	平成30年3月14日
	介護予防訪問看護	里はるにれ		

島根県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第1項の規定により、大田市三瓶町池田2097番地丹波篤外19名から大田市三瓶町池田土地改良区の設立認可の申請があり、同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年3月6日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区（橋波工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第159号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市八雲町東岩坂1223、2814、2816、2817、2818－1、2819、2820
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第160号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市三隅町岡見385内1、385－2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第161号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市温泉津町福光ハ1431－1、ハ1730
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
-

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1090、イ1090一内1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中「別表第3第11号、第14号、第20号及び第24号」を「別表第3第10号、第13号、第19号及び第23号」に改める。

別表第3中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、同表に次の1号を加える。

40 食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）に基づく営業許可証

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 告 示**島根海区漁業調整委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成30年 3 月20日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成30年 3 月27日（火） 13時20分	松江市朝日町590番地 松江エクセルホテル東急	海面における漁業権に係る漁場計画案について （島根海区分）

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

平成30年 3 月21日から同月26日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、松江水産事務所及び浜田水産事務所